

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会10月総会

日 時	令和3年10月26日(火) 午後2時00分 開議
場 所	四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール
日 程	
第1	指定第17号 会期の決定について
第2	指定第18号 議事録署名委員の指名について
第3	報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について
第4	報告第17号 非農地証明事務処理報告
第5	議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第6	議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第7	議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について
第8	議案第36号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
第9	議案第37号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第10	その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 欠席 | 27. 市川 正司 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 欠席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 25番 常石幸浩 26番 甲把雄 28番 大西博之 38番 秋田公幸

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・山川 美恵

議長

今年は、長雨のせいだと思いますが、稲こうじが大変多かったと聞いております。それと青米等も多かった状況になっております。

今は、生姜の収穫の最盛期でございます。今日欠席されている方もおりますが、四万十町の秋の風物詩である畑に2～30人が作業している姿をあちらこちらで見かけます。

また、コロナの状況につきましては、今は落ち着いています。7月、8月のオリンピック、パラリンピックの開催されている時には、2万人、3万人を超えるような数の感染者が出ておりましたが、ここに来て、大変落ち着いております。全国では、2～300人と。昨日は、150数人と。月曜日ということもありまして、少なかったのですが、1年3ヶ月ぶりの少ない数字だと言っておりました。高知県におきましても、多い時には2～30人という数が出ておりましたが、ここ数日は、2～3人と続いております。ちなみに昨日は0人でした。経済を回していかななくてはいけないのですが、羽目を外しますと、去年の年末のように感染が拡大しますので、しっかり感染対策をとった行動を皆さんにとっていただき生活に気をつけていただきたいと思っております。

ただ今から、令和3年度四万十町農業委員会10月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号18番梶原美智委員にお願いします。憲章は、添付書類の最後でございます。

18番

四万十町農業委員会憲章の朗読

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、25番常石幸浩委員、26番甲把雄委員、28番大西博之委員、38番秋田公幸委員からの欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員19名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議事日程及び議案はお手元に配布しているとおりで。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第17号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会10月総会の会期は、令和3年10月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。
次に、日程第 2、指定第 18 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名
指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 5 番 濱田誠委員と、20 番 中城康子委員
を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 16 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 16 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」をご説明します。
議案書は 3 ページです。件数につきましては、窪川地域の 2 件になります。
なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。
番号 1 番、土地の所在地、南川口字中ヤシキ 1019 番 1、地目、田、面積、477 m²。
以下 5 筆あり、合計 6 筆で、面積が 5,700 m²です。届出日、令和 3 年 9 月 15 日、
届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

続いて番号 2 番、土地の所在地、根元原字森ノ下 39 番、地目、田、面積、188
m²です。届出日、令和 3 年 10 月 4 日、届出事由、相続。あっせん希望については、
希望ありとなっておりますが、当該農地が国土調査未実施地域の為、境界が確定
できず、農地でない可能性もあるため、回答は見合せております。説明は以上と
なります。

議長 報告第 16 について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが
何かありますか。

特になければ、報告第 16 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 17 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題
とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 17 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業
委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告
いたします。議案書は 4 ページをご覧ください。

今月は窪川地域 2 件、西部地域 2 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 3 ページです。古市町 76 番 1、地目、田、
面積、283 m²です。外 3 筆あり合計 342.12 m²です。申請地は、古市町 76 番 1 は
40 年以上前に宅地造成され倉庫が建築されています。76 番 13、76 番 15 は公衆用
道路の一部となっております。見付 978 番 1 は添付資料の写真のように相当前から

建物が建っています。令和3年9月13日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は4ページから5ページです。本町365番、地目、畑、面積171㎡です。申請地は50年以上前から建物があり、現在は取り壊され駐車場、資材置き場として利用されています。令和3年9月24日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号3、添付資料は6ページをご覧ください。土地の所在地は、大井川字上口1231番1、地目は畑、面積は176㎡です。申請地は、平成12年以前より駐車場として利用されている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のE、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和3年9月22日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

番号4、添付資料は7ページをご覧ください。土地の所在地は、昭和字炎谷650番7、地目は畑、面積は75㎡です。申請地は、20年以上前より不耕作となり、駐車場として利用しており、また、一部木などが繁茂している状態で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため、非農地であると認め、令和3年9月28日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

議長

報告第17号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長

特になければ、報告第17号は終わります。

続いて、日程第5 議案第33号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第33号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は5ページです。件数につきましては4件で窪川地域、西部地域それぞれ2件ずつとなっております。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置は添付資料の8ページからご覧ください。

番号1からご説明します。土地の所在地、黒石字水湧292番2、地目、畑、面積269㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望。譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

続いて番号2、土地の所在地、峰ノ上字松葉364番、地目、畑、面積357㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は、相手方の要望。譲受理由は 本人希望

です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では果樹を栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号3について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の10ページをご覧ください。土地の所在地、芳川字堺谷171番2、地目、畑、面積、146㎡です。以下、6筆あり、合計7筆。面積が5,020㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は今回の申請地を入れて達成しています。申請地では、野菜等を栽培する予定です。

続きまして、番号4、申請地の位置等は、添付資料の11ページをご覧ください。

土地の所在地、大正中津川字上ミ久保830番、地目、畑、面積、12㎡です。以下、9筆あり、合計10筆で、面積が5,574㎡です。権利事由は、親子間による所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜等を栽培する予定です。

以上、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第33号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。30番 澤田憲男委員。

30番

番号1番について、譲受人に確認を取っております。また、圃場につきましては、畑と確認をしています。譲受人は現在、譲渡人の土地の隣に住居を新築しており、以前から譲渡人の土地を購入したいと考えており、譲渡人に相談した所、快く応じてくれて、購入という運びになったそうです。取得後は、3年3耕作という事で、野菜等を作りたいと言っておりました。番号1番の所有権移転は問題ないと判断します。

議長

番号2番。23番 西内一隆委員。

23番

番号2について、10月22日に譲受人と確認しました。譲受人は、水稻と生姜を栽培する専業農家で、現況地目は畑です。取得する畑に隣接する農地にも悪影響を与えないことも確認済ですので、売買による所有権移転は問題ないと判断しました。

議長

続きまして、番号3番。15番 竹内純委員。

15番

譲受人から話を聞いて来ました。譲受人は、地域の行事等も参加して地域にも溶け込んで、山奥ではありますがこの土地で野菜を作りたいと、地元の方にも指導していただいて、土地を有効的に活用することも確認しております。以上です。

議長 番号 4 番。39 番 吉田健夫委員。

39 番 番号 4 番について、譲渡人、譲受人からの両者から確認しました。現況は、田、畑であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。取得する農地の周辺農地には、営農に悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人、譲受人は、親子関係にあります。譲渡人は、高齢のため生前贈与に至りました。譲受人は、今後も変わらず耕作していくということです。以上、確認の結果、番号 4 の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 33 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
1 番 下元弘章委員。

1 番 3 番について、農機具等は全て揃えて始めるのですか。

議長 15 番 竹内純委員。

15 番 地元で専業農家の方もおりまして、その方達の協力を得てやるそうです。

1 番 分かりました。

議長 他にありませんか。35 番 山崎力委員。

35 番 2 番のことですが、譲渡人が 72 歳は分かりますが、譲受人が 73 歳と書かれていますが、息子さんとか後継者がいるのでしょうか。

議長 23 番 西内一隆委員。

23 番 譲受人は、まだまだ元気で農作業をされておりまして、後は娘さんに譲るとか息子さんに譲るとかまでは聞いていません。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 33 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について

て」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 33 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 34 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 34 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明させていただきます。議案書は 7 ページです。今日は窪川地域の 1 件です。

番号 1、添付資料は 12 ページから 17 ページです。

申請地は、2 筆。土地の所在、平串字高尾 988 番 7、地目、田、面積 107 m²の内 46.09 m²、同所字同 988 番 8、地目、畑、面積 941 m²の内 267.47 m²、合計 2 筆 313.56 m²の農地です。

申請人は、記載のとおりですが、当該農地につきましては、登記名義人がすでに死亡しており、相続未登記の農地であります。ですが、申請人より相続関係を証する書類や戸籍謄本、遺産分割に関する証明書などの提出があり、申請人が当該農地についての権原を有している事を確認していますので、許可申請は可能と判断しております。

転用目的は、一般住宅の新設と、それに伴う進入路の設置です。

転用理由は、高速道路の用地買収に伴い現在の居住地が立ち退きとなるため、現在の自宅と自己所有農地から近い本申請地に、新たに一般住宅を新設するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の集落接続に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、14 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干しスペース、車両の進入路などを整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側は自己所有の山林、西及び南側も山林、東側は自己所有農地と、高速道路用地として買収済の農地（所有者は国土交通省）となっており、特に影響はないものと考えております。

土地の造成計画については、一体利用地である山林部分を切土しますが、その他は特にありません。

進入計画については、東側の高速道路設置に伴う新設の側道より申請地の 988 番 7 へ進入し、自己所有の山林を通過し建物敷地内へ入ります。側道との取り付け工事等はありません。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透及び敷地内に雨水枡を設置し、新設の道路側溝へ排出します。生活排水は合併浄化槽を経て同じく新設の道路側溝に排出します。側溝は国が設置するもので、各種許可は不要である事を確認し

ています。

資金計画については、高速道立ち退きによる補償金などにより、必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明をおわります。

議長 議案第 34 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。29 番 石田芳秋委員。

29 番 10 月 19 日に本人に確認しました。許可が出次第家を建てるという事ですが、1 年ほど前に本人に会った時は、ここは全部山だから転用は問題ないという事で、聞いていましたが、今回こういう事で上がってきています。本人は 1 年前から家を建てたかたようでもまだ建てれていないということで、許可が出次第早速建てたいという事ですので、問題ないと思います。建物も土地も必要最低限で問題ないと思います。周りの農地への影響ですが、事務局の説明のとおり周りは山林で、後は国土交通省の買取の土地という事で、問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 34 号について質疑を許します。質疑はありますか。
2 番 掛水誠幸委員。

2 番 この図面の中に、畑、田んぼ以外の 988-30 の所に記載がないのですが、これは山林ですか。

事務局 そうです。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 34 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 34 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 35 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求

めます。

事務局 議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について」を説明します。

議案書は 8 ページです。申請地は、令和 3 年 1 月 29 日付け高知県指令 2 高農基第 5-0270 号で許可済みの中ノ越字ソヲノカイ 9 番 1、地目、田、面積、351 m²。ほか 6 筆、合計面積 8,634.66 m²の土地です。

変更前の事業計画に従った実施状況ですが、集出荷場など建築物はすべて未実施で、造成に係る工事を行っていましたが、現在中断している状況です。

当初転用者、承継者は記載の通り法人名に変更はありません。

当初事業計画と変更事業計画についてですが、添付資料 18 ページから 27 ページに位置図と変更計画図を添付していますのでご覧ください。合わせまして、別冊に変更前(許可時)の図面を付けていますので、見比べながら見ていただけたらと思います。

今回、事業計画変更申請に至った経緯ですが、許可後の今年 2 月に造成工事に着工後、申請地から少し離れた住民の方々より、豪雨によって仁井田地区が浸水した時に、建物が増水した水を遮らないよう土地の高さを低く出来ないか。という要望が出たため、3 月下旬より工事を一時中断し協議を重ねてきたそうです。

その結果、1 点目として添付資料 19 ページ、建物については、申請地南側に建設予定でありましたが、増水時の水の流れを確保するため北側寄りに変更しています。

2 点目として、国道寄りの申請地北側は土地の高さを変更しないようにしています。

次に 3 点目ですが、仁井田川寄りの南側の土地を、東側を通る県道の一番低い場所に高さを合わせて低くするという計画に変更しています。

次に 4 点目として、1 m 以上できる段差については、スロープを設ける。

5 点目として建物位置の変更に伴い、生産者が持ち込む予冷庫の位置などの変更が必要となることから、建物の内容(配置など)を変更しております。

という内容で、住民の方から了承を得ることができたため、今回の事業計画の変更申請となっております。

当初の転用目的が十分に達成されるよう再考されており、周辺農地に与える影響も変更前に比べて少なく、今回の事業計画の変更は特に問題ないと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長 議案第 35 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。29 番 石田芳秋委員。

29 番 事務局の説明のとおり、今回の事業計画の変更につきましては、転用場所の変更等はなく、工事の目的達成のための変更ということで、問題ないと判断します。

議長 議案第 35 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

これは、許可後の変更になります。以前、仁井田の街が大水で浸かったことがあります。そういった事を加味して変更に至った案件です。

議長 何かありませんか。16番 中原英昭委員。

16番 建物を川から離すという事で、理解したらいいですか。誰か専門家が見てこれは危ない、だからやり変えた方がいいと言うたのか。ただの素人考えでちょっと移動できるなら移動して欲しいという話で、それだったら今なら出来るから変えようという話なのか。

議長 事務局。

事務局 会長が最初に言ったとおり、昔、仁井田川が増水して氾濫した時の心配があって、当初土地を高くする計画でした。それを高くすると増水した時に、流れを堰き止めるのではないかと心配が仁井田地区の住民の方からありまして、それをなくすように基盤をちょっと下げて、建物があると堰き止めてしまう可能性があるのも、出来るだけ北側に動かしたと。専門家が意見をしたわけではなく、あくまで地元の方の心配であり、それに農協が従ったということです。

議長 私の方でも現場も見てきました。変更前の図面を見ていただきたいと思います。2ページのあたりと、変更後の20ページを見ていただいたら分かると思いますが、変更前については、国道側、北側に駐車場をとっていますが、変更後は、北側には駐車場はとっていません。南側、仁井田川の方に駐車場が移動しています。正面の方にも移動しています。予冷庫等も中に取り込んでいます。古い図面の予冷庫の辺りが、結構低いので、ここに合さないとここが高いと堰き止めてしまうと。ここを低くして、川に近い方の駐車スペースの辺りが、1メートル位下がるそうです。建物の高さ自体は変わらないそうです。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第35号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第35号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第36号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。番号1番については、借受人からの利用権設定申出の取下げに伴い、町より取り消しの申出がありましたので、議案第36号番号1番については削除します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。議案書は、9ページから、添付資料については番号1番が削除されましたので31ページからとなります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和3年11月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。件数につきましては窪川地域の4件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号2番から説明します。

2番から5番については利用権の設定を受ける者が中間管理機構となっております。

番号2番 土地の所在地、大井野字水神ノ上827番、地目、田、面積、3,102㎡。以下3筆あり、合計4筆、面積12,437㎡です。設定は新規です。期間は令和3年11月1日から令和13年10月31日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号3番 土地の所在地、奈路字下モノ川1077番、地目、田、面積、1,785㎡。以下7筆あり、合計8筆、面積13,217㎡です。設定は新規です。期間は令和3年11月1日から令和13年10月31日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号4番 土地の所在地、与津地字小野1373番、地目、田、面積、827㎡、以下2筆あり、合計3筆、面積1,924㎡です。設定は新規です。期間は令和3年11月1日から令和10年4月30日までの6年6ヶ月です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号5番 土地の所在地、藤ノ川字正治口1095番1、地目、田、面積、2,890㎡。以下5筆あり、合計6筆、面積14,046㎡です。設定は新規です。期間は令和3年11月1日から令和13年10月31日までの10年間です。権利の種類は、上4筆が賃貸借権の設定、下2筆が使用貸借権の設定です。

説明は以上です。

議長 議案第36号について事務局の説明が終わりました。1番は取消し、2番からは中間管理機構なので説明はありません。

議長 議案第36号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 36 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 36 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 37 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。

議案第 37 号 番号 4 番は、私が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番から 3 番の審議、採決を行い、その後に私が議長を交代して、退席し番号 4 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 37 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。議案書は 13 ページから、添付資料は 46 ページからご覧ください。

別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。審議、決定をお願い致します。

件数につきましては窪川地域の 4 件です。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。始めに番号 1 番から 3 番まで説明します。

番号 1 番、土地の所在地、大井野字水神ノ上 827 番、地目、田、面積、3,102 m²、以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積は 12,437 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 13 年 10 月 31 日までです。水稻を栽培する予定です。

番号 2 番、土地の所在地、奈路字下モノ川 1077 番、地目、田、面積、1,785 m²、以下 7 筆あり、合計 8 筆で、面積は 13,217 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 13 年 10 月 31 日までです。水稻と大豆を栽培する予定です。

番号 3 番 土地の所在地、与津地字小野 1373 番、地目、田、面積 827 m²、以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積は 1,924 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 10 年 4 月 30 日までです。水稻を栽培する予定です。以上です。

議長 議案第 37 号 番号 1 番から 3 番について事務局の説明が終わりました。担当委員

の補足説明をお願いします。21番 岡村博晶委員。

21番 番号1番について、現地と借受人から確認して来ました。借受人は、認定農業者ではありませんが、意欲のある好青年です。大井野地区でも耕作しており、配分計画案どおり問題ないと思います。

議長 番号2番。30番 澤田憲男委員。

30番 番号2番について、借受人は認定農業者でもあります。配分計画案は特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号3番。31番 武市敏男委員。

31番 番号3番について、借受人から確認しました。借受人は、営農支援センター四万十株式会社で長年にわたり農業され経験豊かな地域の担い手です。図面では、3つの田んぼになっていますが、10月21日に現地確認しましたが、田んぼの方は1枚になっています。配分計画案のとおり問題ないと判断します。

議長 議案第37号 番号1番から3番について質疑を許します。質疑はありませんか。35番 山崎力委員。

35番 1番から3番までは使用貸借になっていますが、1反1万でももらったらいい金額になると思いますが、全体がこういう風になってきているのでしょうか。

事務局 中間管理機構との貸借で物納等の場合、使用貸借という形をとって本人同士でやり取りすることがあるようです。

議長 他にありませんか。27番 市川正司委員。

27番 番号2番、3番ですが、受け手が一緒なのに県の認可日がずれているのはなぜですか。

事務局 3番について、与津地の周りの農地と終期を一緒にしているものだと思います。

議長 受け手と借り手の都合もありますので。他にありませんか。16番 中原英昭委員。

16番 賃貸借と違って使用貸借の場合、貸主が亡くなった場合契約が無くなってしまうと思うのですが、この場合、利用配分を受けている人は直接その人と関わっていないから、使用貸借でもこのまま契約は続くのですか。

事務局 機構をとおして使用貸借している時は、借主が亡くなりましたら契約をし直すようになります。再配分の形になります。また、貸主が亡くなった場合は相続人への意思確認のもと継続するようになります。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 37 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 1 番から 3 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 37 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 1 番から 3 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 4 番の審議を行いますので、議長を竹内純会長職務代理に交代して、私は退席します。

～議長交代～

議長代理 番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 4 番について説明します。
土地の所在地、藤ノ川字正治口 1095 番 1、地目、田、面積 2,890 m²、以下 5 筆あり、合計 6 筆で、面積は 14,046 m²です。権利の種類は上 4 筆については賃貸借権の設定、下 2 筆については使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 13 年 10 月 31 日までです。水稻と露地野菜を栽培する予定です。
説明は以上になります。

議長代理 議案第 37 号 番号 4 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。30 番 澤田憲男委員。

30 番 番号 4 番について、借受人から現地と確認しています。借受人は、農事組合法人で認定農業者であります。集落で土地を集積し農業経営、圃場の管理をおこなっている組織です。配分計画案は特に問題ないと判断します。以上です。

議長代理 議案第 37 号 番号 4 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 37 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 4 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長代理 挙手全員であります。

よって、議案第 37 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 4 番は、原案のとおり可決されました。

19 番 太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

議長代理 太田祥一委員、議案第 37 号 番号 4 番は、原案のとおり可決されました。

それでは、議長を交代します。

～議長交代～

議長 続いて、日程第 10 その他の件について議題とします。

事務局でありませんか。

事務局 お配りしています 3 冊の冊子について、説明をさせていただきます。

事務局 ②の農地法というオレンジ色の冊子を見ていただきたいと思います。2 ページ目を開けていただいて、農地制度、農地法の目的と概要というところです。農地制度は、農地を取り巻く状況に対応して、①農地の効率的な利用、②優良農地の確保、③新たな農地ニーズへの対応、という基本的な考え方に基いて整備されてきました。37 ページから裏表紙にかけて、農地法が制定された昭和 27 年よりも前からの、農地制度の移り変わりがまとめられていますので、気になる方は帰ってじっくり見てもらえたらと思います。

2 ページに戻っていただいて、農地制度は①農地法、②農業経営基盤強化促進法(基盤法)、③農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の 3 つの法律を中心としつつ、もう一つ農地中間管理事業法が農地利用集積の仕組みとして位置づけられています。

4 ページ(2)の基盤法は、簡単に言いますと、認定農業者や認定新規就農者の各制度、今回の議案第 36 号にも出ていますが、利用権設定促進事業などについて定めています。

(3) の農振法は、これも話すと長くなるので簡単に言いますと、この農業振興地域制度というのは、国、県、市町村がそれぞれ方針を定めて、県知事がいろんな条件を考慮して農業振興地域というものを指定します。ちなみに、四万十町は全域が農業振興地域に指定されています。で、市町村は指定された農業振興地域に農用地区域を指定します。四万十町は地番でこれを指定しています。この農用地区域がよく「農振に入っちゃうとか入ってないとか」耳にするかと思いますが、各種農業施策を活用するには、この農用地区域に指定されていないと出来ない場合があります。ただし、入っていると様々な縛りがあって、農地転用などは原則不可となります。

この基盤法、農振法、そして農地中間管理事業法については、緑色のテキスト③に書かれていますので、興味のある方は、お時間のある時にまた見ておいてください。

前置きが長くなりましたが、委員の皆さんに特に見ていただきたいのが、総会の議案でよく審議される項目です。

例えば、オレンジ色の 6 ページの農地の権利移動の許可制度（農地法第 3 条）、16 ページの農地の相続等の届出制度（農地法第 3 条の 3）、22 ページ、農地転用許可制度（農地法第 4 条、第 5 条）、あと、28 ページから記載されてます、毎年行う必要のある農地の利用状況調査などです。

それぞれの項目のポイントとなる箇所には、青丸で「農委の業務」、赤丸で「農委の着眼点」と記載されていますので、そのポイントを中心にご覧いただけたらと思います。

全部を把握する必要は全くないですが、議案審議等がどういう基準や根拠で進められているのか、気になる方はポイントだけでも読んでおいてもらえたらと思います。

議長

他にありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長

それでは、これをもちまして、令和 3 年度 四万十町農業委員会 10 月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 40 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 5 番

署名委員 20 番
